

令和 5 年度(2023 年度)第 5 回熊本市環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和 5 年 (2023 年) 12 月 22 日 (金曜日) 10 時 00 分から 11 時 15 分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟 2 階 議運・理事会室

3 出席者 環境審議会委員 (12 名)

篠原 亮太	会長	高宮 正之	副会長
鳥居 修一	副会長	井寺 美穂	委員
柴田 祐	委員	宮瀬 美津子	委員
上迫 大介	委員	阪本 恵子	委員
澤 克彦	委員		

※以下の委員はオンライン参加

阿部 淳	委員	宮園 由紀代	委員
茨木 いずみ	委員		

事務局 (5 名)

早野 貴志	環境局長	村上 慎一	環境局総括審議員兼 資源循環部長
永田 努	環境推進部長	梶原 桂子	環境政策課長
緒續 美智子	環境政策課副課長		

4 欠席者 環境審議会委員 (4 名)

川越 保徳	委員	張 代洲	委員
中田 晴彦	委員	坂野 定則	委員

5 次第

(1) 開会

(2) 議題

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」について

- ・(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項(案)について
- ・答申案について

(3) その他

(4) 閉会

5 配布資料

次第

- 資料 1 (仮称) 熊本市環境影響評価条例の基本的事項(案)について
- 資料 2 (仮称) 熊本市環境影響評価条例の基本的事項について 答申(案)
- 別紙 1 熊本市の環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)(案)
- 別紙 2 熊本市の環境影響評価条例の対象事業の種類・規模要件(案)
- 参考資料 1 環境影響評価手続について
- 参考資料 2 熊本県環境影響評価条例施行規則改正について

開 会

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 16 名中 12 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 題

【（仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項（案）について】

篠原 会長 （仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項（案）について、事務局から資料の説明をお願いしたい。

（事務局 資料 1 について説明）

篠原 会長 ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問やご意見はあるか。

高宮 委員 7 ページ（環境影響評価条例の手続方法）で、スクリーニングの対象事業について、基本的に建て替えを考えておられるという説明だったが、どこにも記載はないがよろしいか。

梶原 環境政策課長 どのようなものがアセスの省略対象になるのかイメージしにくいと思ったので、建て替えを一例として挙げたが、建て替えのみを考えているものではない。スクリーニングをすることで、かえって環境が悪化してしまうことは絶対に避けなければならないが、事業をやることでより環境が改善される等、同じ場所で、より高性能で、より環境に配慮した、例えば工場を建て直すとした場合は、スクリーニングをした結果省略となるケースもある、という事例である。

早野 環境局長 熊本市としては、A～Hまでのスクリーニングを入れた形の手続方法を採用したいと考えている。具体的にどのようなものにスクリーニングをかけていくかは、今後技術指針を定める中で議論いただきたい。今回は、A～Hまで手続方法について審議いただきたい。

篠原 会長 スクリーニングに関しては、環境を良くするという大目的がある。次の技術指針で理念を充分に入れていただきたい。また、スクリーニングの項目や内容については慎重な議論が必要である。

上迫 委員 1 点確認である。国のアセスでは、第 2 種事業のみスクリーニングを行う建付けとなっているが、今回の熊本市の場合、第 1 種事業も含めてスクリーニングの対象事業にするという理解でよいか。

梶原 環境政策課長 資料 7 ページのフローのとおり、まず、対象事業であれば全て配慮書手続をやっていただく。判定の申し出があった場合にスクリーニングとなる。では、こういった方の判定を受けるのか、そこまでの議論は審議会ではまだ詰め切れていない。

先ほど言ったように、まずは、スクリーニングの制度を導入したいと考えている。理由としては、アセスの対象事業であれば一律にアセスを全部行わないといけないなどの問題があるからである。その課題解決の 1 つとしてスクリーニング制度を導入したい。

どの部分にスクリーニングをかけるのか、判定を行うのかはさらに議論が必要だと考えている。

上迫 委員 基本的にはスクリーニングにかけていくことと理解した。

篠原 会長 確認だが、スクリーニングは申請者の申告なのか。

梶原 環境政策課長 他都市の事例を研究していくことになるが、例えば、スクリーニングにかけてしまうと時間もかかるため、スクリーニングにはかけずに、そのまま方法書手続きに進めてよいという事業者もあると聞いている。他都市の事例では、スクリーニングの前に判定依頼を出して、判定をしたいという事業者だけスクリーニングをかけるパターンもある。熊本市がどのようなスタイルをとるのかは今後検討していく。

篠原 会長 行政としては、スクリーニングをかける方とかけない方のどちらに重きを置くのか。

早野 環境局長 第2種の方、要件を厳しくした方にスクリーニングをいれながら、必要性を検討する必要があると思う。ただ、第1種の中で全くスクリーニングがないかという、例えば、環境への影響がない、同じ場所での環境への影響がないものを作り替えるというものも、もしかしたら対象としてあるかもしれない。それも含めて双方の点を検討していきたい。基本的に、第1種全てスクリーニングをかけていきたいという思いではない。

澤 委員 別紙1 地域区分のゾーニング（案）について、面的にカバーされているところは、そこを避けて立地を検討するという誘導を期待できる。一方で、「史跡・名勝・天然記念物」は点に近い状態であるため、ここに接しません、という場合、距離をどのくらい取るのか。指定地域となったときの点在する「史跡・名勝・天然記念物」などへの配慮は、どの段階で議論されるのか、プロセスの中で担保されるのか、その辺り教えていただきたい。

梶原 環境政策課長 指定地域と選定したものは、周辺も含めて守っていく必要がある。その一方で、指定地域がぼんやりしていると、事業者がどこに何をつくれば良いのか…という話になってくる。

熊本市としては、指定地域に全部、一部かかる事業、それから、そこに接する事業を指定地域の事業としていきたいと考えている。ただ、どういうことをもって接するとするのか、点在する「史跡・名勝・天然記念物」の範囲をどこまでにするのか等は、次年度、技術指針を検討する中で細かく決めていき、市民、事業者にも、はっきりとわかるようにお示しをしていきたい。

早野 環境局長 基本的に条例、規則で定めていくが、図形では伝わらないところもあるため、位置の指定など、条文で定めていきたいと考えている。

宮瀬 委員 地域区分（ゾーニング）されるときに、自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産を積極的に維持していこうという姿勢、大変よいと思う。そのなかで、事業者による、より良い環境づくりを促す制度にしていくのもよいと思っている。

現在、企業も SDGs の推進に向け積極的な取組が進んでいるところなので、ネガティブチェックではなく、ポジティブにより良い環境づくりに協力していこうという形での開発というのが大事かなと思っている。その点では、別紙 1 の地図は、より正確に意図が伝わっていくことが必要である。

例えば、熊本市のハザードマップでは、ネット上である程度細かいところまで見ることができる。さらに、これから、生物の多様性に関することなど、情報が伝わるような形にしてもらえると、環境影響評価条例の制定のさまざまな視点や趣旨が生かされるのではないかと思うので、今後の技術的な検討等にもより期待するところである。

梶原 環境政策課長 宮瀬委員の言われるように、条例ができたあとの周知・広報が重要だと考えている。できる限りわかりやすい地図や指定地域とした理由など丁寧な周知・広報をすることで、条例制定の趣旨をわかっていただき、熊本市の環境をより良い方向に持続可能なものにしていきたいと考えている。

篠原 会長 少し先の話だが、周知・広報は大事になる。開発業者というのは市内の事業者ではなく県外になるので、全国的な周知徹底が必要である。現時点で、何か考えはあるか。

梶原 環境政策課長 最近条例を制定した都市に確認すると、半年～1年をかけて周知・広報をしていると聞く。一方で熊本市をめぐる環境はめまぐるしく変わっており、公布をしたら速やかに施行に移りたいと考えている。条例ができる前にパブリックコメントとして意見をいただく機会を活用して、説明会等さまざまな手段で丁寧に全国の事業者、熊本市民へのわかりやすい周知・広報を検討していきたい。

篠原 会長 よろしく願いしたい。他にご意見等はあるか。

鳥居 委員 一般地域と指定地域を設けることで、指定地域を守ることは同意する。後戻りしてしまう議論で申し訳ないが、大規模建築物は 100m 以上のものがアセスの対象となっているが、熊本市の魅力である文化遺産や豊かな自然等を鑑みると、高い建造物を建てることは景観的にも問題ないのか。

早野 環境局長 基本的には、都市計画法による用途地域等の規制があるが、そういった中で一定の事業については、環境の影響について事前に評価していくというものであ

る。当然、個別法で規制がかかっている中で、環境に配慮しながら進めていただくことを目的として、今回条例を定めるものである。

篠原 会長 他にないか。

柴田 委員 大規模建築物の規模要件である「延べ面積」は、「延床面積」が正しいのではないか。

梶原 環境政策課長 「延床面積」のイメージで記載しているが、正確ではないということであれば、後ほど修正する。

井寺 委員 感想である。環境負荷の低減が見込める事業に対する効果的なアセスの制度であるとか業者の自助努力を促すという意味で、A～Hすべての手続方法を採用されるという点は賛同する。また、一般地域と指定地域を分けて開発を誘導する点についても戦略的な枠組みになっている。詳細はこれから技術指針等で決めていかれるということだったが、枠組み自体は今の事務局のご提案のとおりでよろしいのではないかなと思ったところである。

阪本 委員 （資料 P15）「一定の要件を満たす」とあるが、県の条例を踏まえたものなのか。

梶原 環境政策課長 （参考資料 2 P2）熊本県のアセス条例の規則改正が先の 10 月 1 日に行われている。具体的には、水色箇所が「地下水の涵養の促進に関する指針」で、これまでは、企業の地下水の採取量の 1 割のかん養量であったのが、10 割に引き上げられた。そして、黄色箇所が「熊本県環境影響評価条例施行規則」改正の部分で、その土地の造成等開発により減少した分、それ以上のかん養をさらに別の場所で行うこととされた。この 2 つが認められれば、一定の要件を満たしていると判断し、規模要件が 50ha と見直された。

（参考資料 2 P3）なぜ地下水保全地域が厳しく設定をされているのかということ、熊本県にとって地下水はもっとも重要な環境要素であるということで、要件が設定されていた。この県の規則改正は、事業者によってさらに地下水かん養を進めていくために行われたものである。

熊本市としてもこの要件に該当するということがはっきりわかれば、同じように一般地域は 50ha、指定地域は 25ha の要件に設定したいと考えている。

阪本 委員 地下水に特化したものなのか。

梶原 環境政策課長 地下水の量と質を守るために設定されている。地下水のかん養がきちんと担保できれば、同じ要件に戻すというものである。

篠原 会長 阪本委員、何か他の考えがあるのか。

阪本 委員 これが、すべて地下水の要件と思っておらず、地下水に特化したものと認識がなかったのどうかだったところである。

篠原 会長 「一定の要件」という表現が少し曖昧に感じる。

早野 環境局長 もともと熊本県の条例が、例えば、土地区画整理事業でいえば面積が50ha以上となっている。それが基準になり、地下水の保全地域は25haを規模要件とする。これは地下水保全のためである。今回、地下水保全の視点で、要件を満たす場合は、県の規則改正の趣旨に合わせてもとの50haに戻す。指定地域も同様である。

梶原 環境政策課長 一覧表に「一定の要件」としか記載されておらず、わかりにくいところのご指摘だと思うので、今後記載内容を工夫する。

篠原 会長 「一定の要件を満たす」について誰が認定するのか、以前も議論になったが、要件は規則・技術指針に書き込むのか。

梶原 環境政策課長 条例本文、施行規則にも書き込む必要があると考えている。地下水の保全は重要な問題であると考えており、継続して議論をしていきたい。

早野 環境局長 県条例を基本として今後、県が考え方を整理されるので、熊本市も同じようになると考えている。

篠原 会長 かん養というのは事業の後に発生する事象を対象としている。それを前もって確実にそれが分かるというのは、県のほうでまた議論があっていると思うが、どのようにそれを担保していくのかという難しい問題があると思う。そして申請の段階でそれを判定していくというのは、どのような意見があるのか、私も興味深いところである。
他にご意見等はあるか。

宮瀬 委員 いま地下水のことが問題となっているが、私も会長と同じ考えで、どうやって汲み上げる量プラス土地造成の分までかん養できるという根拠をどこから取られるのかは疑問を持つところ。県の条例、施行規則の改正にあたって、パブリックコメントでどのような意見が出たのかということもくみ取っていく必要があると思う。

地下水に関心を持っている専門的な知識を持つ団体等も懸念を持たれているところもあるので、パブコメにはそういった意見をくみ取る意図もあると思うので、県から情報を提供していただいて、県に合わせるというところで、懸念が払しょくできるのかを確認いただきたい。

熊本市の場合は、どちらかと言うとかん養というよりも汲み上げる側なので、せっかくかん養したものを使い過ぎるという市民の意識も問題になっているが、そういうところへの配慮、消費者として使う責任というところの考え方が重要になってくると思う。

早野 環境局長 かん養の考え方には基準があり、報告義務もある。事業計画の中で採取量に見合うかん養量の計算方法もあり、それに基づいてかん養が行われる。

篠原 会長 他にないか。

柴田 委員 いまの続きだが、判定できれば、A. 配慮書の手続きの前に判定され则认为てよい。

梶原 環境政策課長 一定の要件というものは、アセスの対象とするかどうか、その規模要件を決めるものであり、基本はA. 配慮書の前の話である。

【答申案について】

篠原 会長 答申案について、事務局から資料の説明をお願いしたい。

(事務局 資料 2 について説明)

篠原 会長 ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問やご意見はあるか。

阿部 委員 先程のスケジュールに関係するが、パブリックコメントはどのタイミングで行うのか。

梶原 環境政策課長 パブリックコメントは来年度、条例案を検討し、確定した後とする。

阿部 委員 パブリックコメントで出てきた意見は、環境審議会と専門家会議のどちらに出てくるのか。

梶原 環境政策課長 環境審議会では、条例の基本的事項の3つの柱を審議していただきたいと考えており、審議としてはそれで一旦終了と考えている。

技術指針については、細かい内容を決めていくものになるので、それぞれの環境項目の専門家だけで成る専門家会議で検討していきたいと考えている。

熊本市としては、条例を議案として上程する前に、必ずパブリックコメントに諮ることになっており、パブリックコメントを反映した後に、条例案として市議会にかけていきたいと考えている。

茨木 委員 パブリックコメントは、他の事業では何件くらい寄せられるのか。

梶原 環境政策課長 いろいろな計画や条例などがあり、市民の関心もそれぞれで違ってくる。通常は1カ月間行うが、事業によってご意見の件数は変わってくる。

茨木 委員 パブリックコメントによって、これまで議論してきたことが大きく変わることがあるのか。

梶原 環境政策課長 大きな方向性が変わらなければ、パブリックコメントを経て、その意見を採用し、計画や条例ができる。熊本市では、最近でいえば、自治基本条例の際に大きな反響があり、内容を見直して改めて上程するという事例があった。

上迫 委員 答申案（P4 6.その他）に「適応」とあるが、おそらく「適用」ではないかと思うので、ご指摘する。

梶原 環境政策課長 修正する。答申案については、環境審議会からいただくものなので、色々ご意見をいただきたい。

澤 委員 今日の地下水の保全については、半導体産業への歓迎の面と懸念が混在する中での議論だったと思う。

その中で答申案の後半（P4（3）②規模要件）に「地下水のかん養を促すため」とあるが、2ページの「4. 条例制定の検討の視点（1）熊本市の豊かな地域特性に即した制度」の中で、もう少し強調してはいかがか。地下水の要素は重要な事項で、答申案（P2 4.（1））では、「清らかな地下水」とは記載されているが、市域全域が対象地域になっているとか、水道水を取水するなど生活と密着しているということがあった上でのアセスのことを考えなくてはならない。そういった重点があるというところを「4. 視点」の中に盛り込んでおくことで、今後の技術指針の検討や市民、国民への周知において論点をもう少し明らかにしておく必要があるのではないかと思う。

早野 環境局長 「4. 視点」か「3. 背景」にいただいたご意見の反映を検討する。

宮園 委員 パブリックコメントの流れについて、アセスメントがどうして必要なのか、アセスメントのイメージ等、説明会はどのように想定しているのか。

梶原 環境政策課長 説明会については庁内で議論中である。環境アセス条例は馴染みのないものでもあり、いろいろな事業や環境要素が含まれているので、できる限りわかりやすく丁寧な説明が必要と考えているが、具体的な形は来年度検討をしていく。

篠原 会長 広く知れ渡る方が良い。来年度の予算も組んでいるとは思いますが、専門家の

知識、メディアを通じて行うことを検討していただきたい。予算編成も大変だと思うが、よろしくお願いします。確認だが、答申はどのような流れで庁内手続きが行われるのか。

梶原 環境政策課長 本日のご意見を反映し答申の内容を修正していく。今後、庁内会議で検討を行い、来年1月末～2月に環境審議会で協議をし、最終的な答申案についてご意見をいただき、「答申」という形でいただきたいと考えている。

篠原 会長 本日で決まりではないのか。

梶原 環境政策課長 本日のご意見を踏まえ、最終案として再度お示しをしたい。

篠原 会長 ご意見があれば、次回の審議会までで良いのか。

梶原 環境政策課長 次回の審議会の日程は未定であるが、遅くとも2～3月までには開催を予定しており、それまでにいただければと思う。

篠原 会長 パブリックコメントの話に戻るが、パブリックコメントはずっと後になるのか。

梶原 環境政策課長 先ほどもご説明したとおり、この環境審議会では、条例の3つの柱の基本的なところの骨格を決め、来年、条例案と素案を固めていきたいと思っている。条例と施行規則に対してのパブリックコメントになるので、まだ先の話ではある。

篠原 会長 他にご意見等はあるか。

上迫 委員 4ページにある①対象事業について、「県の対象事業は、熊本市でも対象にする」というのは比較的シンプルだと思うが、高層建築物を対象とすることについては、もう少し丁寧な説明が必要であると考えます。「工事中・供用開始後ともに周辺への環境影響が大きいことから」とあるが、例えば、景観への影響が懸念される等、具体的に説明した方が、納得が得られやすいと思う。

篠原 会長 柴田委員、何かコメントはあるか。

柴田 委員 これまでもこのような形の答申であれば、これで結構だと思うが、答申があり、別冊で詳細があるイメージだったので、ここにどこまで書き込めるのか、とは思った。これが答申本文であれば、シンプルにしたほうが良いと思うし、書き込むのであれば、先ほど議論のあった地下水や高層建築物なども含め、あっさりしているという印象。その辺りは、答申の書きぶりによると思う。中身は盛り込まれていると思う。

篠原 会長 細かい答申というか、鑑文があり別紙で詳細はある、と答申の中に書き込む方法もあると考える。答申1本として答申の中に書き込むのであれば、もっと明確に具体的に入れても良いのかもしれない。県条例との違いを明確に出してもいいと思う。本日の意見を踏まえて修正し、素案として出していただきたい。

梶原 環境政策課長 環境基本条例や環境保護地区の解除等、これまでの環境審議会からいただいた答申様式を参考にして作成した。諮問したものに答申をいただくという形でできるだけシンプルに作成したが、審議会でご意見のあった重要な考え方やなぜこの項目を入れるか等については、答申書を見たときにどうして入れたのかが分かるように書き込んだ方がよいと思う。その辺りは、事務局内で検討させていただき、篠原会長へもご相談をしたい。

篠原 会長 その結果を皆さんにご確認いただきたい。他にご意見等はあるか。

柴田 委員 これは提案だが、本日の議論でも、詳細は専門家会議で検討するという事項がいくつかあったので、答申の「その他」欄などで項目を列挙しておき、「これについては専門家会議で詳細に検討すること」として別途、整理しておいた方が、より次につながる答申になるのではないかなと思う。

梶原 環境政策課長 了解した。今回は条例の骨格を決める会議であったので、どうしても細かい点について、次に段階の検討に委ねるとお話しした。そこは、列挙できるものは、答申案に書き込めるように検討する。

篠原 会長 よろしく願います。

終 了

篠原 会長 では、本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和5年度第5回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返す。

事務局 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。

また、第6回環境審議会については、別途ご連絡する。

以 上